



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年6月1日金曜日 第2980号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の皆伐面積の限度の公表..... (森林整備課) ... 443
 土地改良区役員の就退任の届出 (2件) (東予地方局農村整備課、南予地方局農村整備課) ... 445

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 445
 政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 446
 政治団体の解散の届出..... (") ... 446
 資金管理団体の指定の取消しの届出..... (") ... 446

公営企業公告

シンチレーションカメラシステムの借入れ..... (公営企業管理局総務課) ... 447

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第586号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成30年6月1日

愛媛県知事 中村時広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	518.86	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	21.66	
金 生 川 ～ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	359.14	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	801.71	
中 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	208.97	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	273.37	
今 治 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	59.44	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	379.88	
重 信 川	水 源 かん 養 保 安 林	265.61	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	629.89	

			(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(閑屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。)
小田川	水源かん養保安林	21.64	喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵、中川(一部を除く。))に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町
	土砂流出防備保安林	74.94	
肱川	水源かん養保安林	779.90	大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町
	土砂流出防備保安林	102.94	
八幡浜地区	水源かん養保安林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	57.94	
宇和島地区	水源かん養保安林	566.27	宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町
	土砂流出防備保安林	121.07	
吉海宮窪地区	土砂流出防備保安林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯方地区	土砂流出防備保安林	19.84	今治市伯方町
弓削地区	土砂流出防備保安林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)
上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中島地区	土砂流出防備保安林	2.43	松山市(中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。)
四万十川	水源かん養保安林	549.74	宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	42.76	
仁淀川上流	水源かん養保安林	910.85	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	47.46	
東予	干害防備保安林	19.10	四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。)、新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。)
中予	干害防備保安林	4.14	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
南予	干害防備保安林	19.27	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。)
東予	保健保安林	17.93	新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。)
今治地区	保健保安林	29.34	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)、今治市玉川町、波方町
中予	保健保安林	13.08	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、東温市(上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。)、上浮穴郡久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。)、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)

八幡浜～肱川	保 健 保 安 林	21.10	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓削地区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市下島山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年6月1日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戸 田 平 男	西条市下島山甲727 - 1
"	河 端 功 蔵	西条市下島山甲1952
"	西 原 孝 雄	西条市下島山甲2278 - 3
"	森 本 二 郎	西条市下島山甲35
"	武 田 勉	西条市下島山甲2518
"	加 藤 尚	西条市下島山甲600 - 2
"	宮 崎 英 明	西条市下島山甲789
"	三 浦 廣 美	西条市下島山甲1254
"	浅 木 雄 次	西条市船屋甲360
監 事	加 藤 国 広	西条市下島山甲463
"	森 本 正 文	西条市下島山甲178 - 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戸 田 平 男	西条市下島山甲727 - 1
"	河 端 功 蔵	西条市下島山甲1952
"	西 原 孝 雄	西条市下島山甲2278 - 3
"	森 本 聡	西条市下島山甲167
"	武 田 勉	西条市下島山甲2518
"	加 藤 尚	西条市下島山甲600 - 2
"	宮 崎 英 明	西条市下島山甲789
"	三 浦 廣 美	西条市下島山甲1254
監 事	加 藤 国 広	西条市下島山甲463
"	森 本 二 郎	西条市下島山甲35

○愛媛県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年6月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年6月1日

愛媛県南予地方局長 佐伯登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	武 田 誠 樹	宇和島市津島町下畑地甲1283 - 3
"	木 田 守 一	宇和島市津島町浦知427
"	細 川 陽 一	宇和島市津島町北灘丁1208
"	山 本 俊 幸	宇和島市津島町近家1112 - 7
"	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525
"	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253
"	魚 崎 泰 郎	宇和島市津島町北灘乙1912
監 事	山 下 保 志	宇和島市下波3755
"	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209 - 18

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209 - 18
"	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	武 田 貞 康	宇和島市津島町下畑地甲1071
"	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525
"	河 野 昌 朋	宇和島市吉田町白浦1439
"	木 田 道 隆	宇和島市津島町浦知415 - 1
"	細 川 陽 一	宇和島市津島町北灘丁1208
"	山 本 浩 康	宇和島市津島町下畑地甲1510
"	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253
監 事	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	山 下 保 志	宇和島市下波3755

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県松山市第七支部	川本健太	井門祐子	松山市南高井町766	平成30年4月6日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
大政ひろふみ後援会	大政博文	大政秀雄	伊予郡松前町大間226 - 1	平成30年4月18日
二宮たかひさ後援会	城戸猪喜夫	富永浩一郎	大洲市徳森248	平成30年4月24日

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成30年6月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党南予総支部	松本孔	会計責任者	畠山博文	木下善二郎	平成30年3月28日
自由民主党愛媛県支部連合会	戒能潤之介	会計責任者	渡部浩	三宅浩正	平成30年3月31日
自由民主党大洲支部	西田洋一	代表者	西田洋一	押田憲一	平成30年4月15日
		会計責任者	矢野公一	古久保清治	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛媛県商工連盟連合会四国中央支部	井上治郎	主たる事務所の所在地	四国中央市金生町下分789 - 1	四国中央市金生町下分865	平成30年4月1日
愛媛県商工連盟連合会八幡浜支部	木綱俊三	会計責任者	都築修蔵	重見直生	平成30年4月1日
二宮たかひさ後援会	城戸猪喜夫	会計責任者	二宮務	富永浩一郎	平成30年4月25日
村田よしの後援会	村田佳乃	会計責任者	村田佳乃	菅野和子	平成30年4月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成30年6月1日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
どいみちこ後援会	土居由起子	平成30年3月25日

松田としひこ後援会	吉武則幸	平成30年3月30日
清水ひろし後援会	井関和彦	平成30年4月3日

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成30年6月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
越智 啓 郎	越智 けいろう 後援会	平成30年3月31日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年6月1日

愛媛県公営企業管理者 兵頭 昭 洋

1 入札に付する事項

(1) 件名

シンチレーションカメラシステムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

シンチレーションカメラシステム 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成30年11月1日から平成36年10月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県立新居浜病院

(愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号)

(6) 設置完了日

平成30年10月31日(水)

(7) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成30年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

(2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

http://www.pref.ehime.jp/h40180/e_bid_nyuusatsu/

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成30年7月6日(金)午後5時00分まで。

(4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成30年7月19日(木)から平成30年7月20日(金)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、7月20日は午後5時15分まで))。

紙入札による場合は、平成30年7月20日(金)午後5時15分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成30年7月23日(月)午前10時00分

愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 1000 内線4623

又は(089) 912 2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成30年7月6日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3⁽⁶⁾に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Scintillation Camera System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m. , 20 July 2018
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794